

II 建築士事務所登録事項変更手続きについて（建築士法第23条の5）

1 変更の届出について

次の事項について変更があったときは、2週間以内（**所属建築士に限っては3ヶ月以内**）に変更事項を届け出なければなりません。

- ・ 建築士事務所の名称及び所在地
- ・ 登録申請者の氏名又は名称及び所在地
- ・ 役員【法人のみ】
- ・ 管理建築士（管理建築士講習が修了していることが必要です）
- ・ 所属建築士

※次の場合は登録事項変更届ではなく、当該登録を廃業のうえ、新規申請をすることとなります。

【建築士事務所の態様を変更する場合】

- ・ 個人登録で開設者の変更
- ・ 個人から法人、法人から個人の開設者の変更
- ・ 二級建築士事務所から一級建築士事務所など事務所の別の変更

【事務所を県外に移転する場合】

- ・ 他の都道府県に事務所の所在地を変更する場合（本県で廃業届、他県へ新規申請）

2 手続きの流れ



(1) 「申請書類の提出」について

- ・ 別表「建築士事務所登録変更届に必要な書類」をご覧のうえ、届出及び添付書類を、正本1部、副本1部を提出してください。
- ・ チェックリストに、連絡が取りやすい電話番号、登録通知書及び副本の受取方法をご記入ください。（詳しくは(4)をご覧ください）

■変更の届出 窓口持参または郵送（簡易書留・宅配便等）

提出先 〒320-0032 宇都宮市昭和2-5-26 （一社）栃木県建築士事務所協会

【ご注意】

- ・ 郵送による提出の場合、送料はお客様にてご負担ください。
- ・ 普通郵便等で送付された場合、紛失事故等につきましては、当会では責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 「提出書類の確認・受理」について

- ・ 申請書類の記入もれ、必要書類の不足がある場合には、受理できませんので、ご注意ください。

(3) 「登録手続」について 通常10日間程度のお時間をいただきます。

(4) 「登録通知書発行・副本返却」について

- ・受取は、窓口受取または郵送のいずれかを選択できます。

届出書類の提出の際、「チェックリスト」に希望する受取方法を記入してください。

なお、郵送受取の場合、送料は申請者負担（着払い）となります。

(別表2) 建築士事務所登録事項変更の届出に必要な書類

以下の書類について、正本1部、副本1部を作成し、提出してください。(○=必要、△=該当する場合に必要)
記載等に当たっては、別表1「建築士事務所登録申請に必要な書類(新規・更新)」を参照してください。

※ 略歴書・誓約書の様式は、新規・更新の登録申請書様式のものを使用してください。

変更事由 提出書類		変更事項							管 理 建 築 士	所 属 建 築 士
		建築士事務所		開設者						
		名称	所在地	個人	法人					
				氏名 住所	名 称 所在地	代表権を 持つ役員	代表者以 外の役員			
提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	○	○	○	
登録事項変更届		○	○	○	○	○	○	○	○	
※	略歴書(登録申請者)					○				
	略歴書(管理建築士)							○		
	誓約書					○	○			
法人のみ	定款の写し		△		○	○	○			
	履歴事項全部証明書の原本		△		○	○	○			
管理建築士関係	管理建築士の建築士免許証の写し							○		
	管理建築士講習修了証の写し							○		
	管理建築士の専任性が確認できる書類 (例) 健康保険被保険者証の写し、 雇用保険被保険者証の写し、 前勤務先の退職証明書、 辞令の写し、出向証明書、 契約書の写し							○		
所在地確認	建築士事務所所在地と登録申請者住所(法人所在地)が異なる場合 (例) 賃貸借契約書の写し 不動産(建物)登記事項証明書 固定資産税納税証明書 電気・電話等の公共料金領収書		△	△	△					
前回登録通知書及び登録申請書副本		○	○	○	○	○		○		